

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：平成32年11月12日まで)

	氏名	役職名	選出区分	備考
委員	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会 理事	学識経験者	
	ハナオカ ヨウジ 花岡 弘二	一般社団法人仙台歯科医師会 常務理事		
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会 理事		
	ヒライ ミドリ 平井 みどり	仙台市議会議員		
	タノノ クミヨ 丹野 久美子	宮城学院女子大学生生活科学部食品栄養学科 准教授		
	イワイ ヒロミ 岩井 博美	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者 支援ネット		
	ソネ ユミヨ 曾根 由美子	仙台市立泉ヶ丘小学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (野村学校給食センター)
	タカハシ ジョウコ 高橋 順子	仙台市立北仙台中学校校長		給食センター方式 (南吉成学校給食センター)
	イワサキ カオル 岩崎 薫	仙台市小学校教育研究会 学校給食部会長	学校給食研究 団体の代表	単独調理校方式
	オカザキ ヒロコ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食部会 栄養教諭・学校栄養職員部会長		単独調理校方式
	サトウ シュウコ 佐藤 修子	仙台市中学校教育研究会 学校給食部会長		給食センター方式 (荒巻学校給食センター)
	オオバ マナミ 大場 愛美	仙台市立将監東中学校父母教師会会長	児童及び生徒の 保護者	単独調理校方式
	オノデラ ケイジ 小野寺 啓次	仙台市立遠見塚小学校父母教師会会長		給食センター方式 (高砂学校給食センター)
	カツラシマ サチ子 桂島 祥子	仙台市立野村小学校PTA会長		給食センター方式 (野村学校給食センター)
	キムラ ヒロミ 木村 ひろみ	仙台市立新田小学校父母教師会会長		単独調理校方式
ワタナベ タイシン 渡邊 泰信	仙台市立中田中学校父母教師会会長	給食センター方式 (太白学校給食センター)		

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

平成30年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	サ 佐 サ タ キ 木 ヒロシ 洋
副 教 育 長	カ 加 トウ 藤 クニ 邦 ハル 治
次 長	サ 佐 トウ 藤 マサ 正 ユキ 幸
総 務 企 画 部 長	チ 千 バ 葉 シダ 茂 オ 雄
健 康 教 育 課 長	ニシ 西 ザキ 崎 フミ 文 オ 雄
健康教育課 主 幹	ヒロ 廣 セ 瀬 キヨ 清 フミ 文
" 給食運営係長	カネ 金 タ 田 ヨシ 佳 ノリ 紀
" 給食施設係長	ワタ 渡 ナベ 辺 カン 勘 ヤ 弥
" 給食運営係主査	カマ 鎌 タ 田 チ 千 カ 佳
" 給食運営係主査	ユウ 結 キ 城 ノリ 典 ヒサ 久
" 給食施設係主査	チ 千 バ 葉 ヒロ 広 ミ 美
" 給食運営係指導主事	サイ 齋 トウ 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨコ 横 ヤマ 山 ヒロシ 浩
荒巻学校給食センター所長	セ 瀬 ガワ 川 ヒロシ 宏
高砂学校給食センター所長	ナカ 中 タ 田 ヒデ 秀 ユキ 行
野村学校給食センター所長	オ 小 ノ 野 デラ 寺 トシ 利 ノリ 典
南吉成学校給食センター所長	シラ 白 トリ 鳥 マサ 昌 トシ 敏

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

仙台市学校給食の概要

1 学校給食実施状況

本市の学校給食は、学校内に調理設備を有する「単独調理場方式」、調理設備を有する学校から給食の提供を受ける「親子方式」、学校給食センターが調理した給食の提供を受ける「共同調理場方式」により、約 200 校の小中学校等に対し、1 日あたり約 8 万食を提供している。

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

方 式	校 数 (校)							児童生徒食数 (人)	実施率 (%)	
	幼稚園	小学校	中学校	中等 教育 学校	特別 支援 学校	定時制 高校	計			
単独調理場方式	—	68	12	—	1	2	83	34,801	100	
親子方式 (※1※2)	1		1	—	—	—	2	73	100	
共同調理場 方式	太白学校給食センター	—	7	9	—	—	—	16	8,084	100
	荒巻学校給食センター	—	8	10	—	—	—	18	7,976	100
	高砂学校給食センター	—	9	12	—	—	—	21	9,376	100
	野村学校給食センター	—	18	5	—	—	—	23	9,057	100
	南吉成学校給食センター	—	10	14	1	—	—	25	8,495	100
	小 計	—	52	50	1	—	—	103	42,988	100
合 計	1	120	63	1	1	2	188	77,862	100	

※1 親子方式 小学校の単独調理校(親)より、幼稚園・中学校(子)へ給食を提供している方式。

秋保小より→あきう幼稚園(28人)へ、生出小より→生出中(45人)へ

※2 親校(秋保小及び生出小)は、上段の小学校単独調理校 68 校に含む。

2 本市の学校給食費

学校給食の実施に必要な経費については、学校給食法及び同法施行令において、施設や設備に要する経費、学校給食に従事する職員の給与などは公費負担、それ以外の経費は児童生徒の保護者の負担とされていることから、保護者には給食費として食品購入にかかる経費を負担いただいている。

義務教育諸学校の 1 食あたりの学校給食費の決定にあたっては、小・中学校長、児童生徒の保護者、有識者等から組織される「仙台市学校給食運営審議会」で審議され、その答申を受け、教育委員会が決定することとなっている。

本市の学校給食費は、食材価格の高騰等により十分な栄養価が得られないこと等の課題を解決するため、平成 25 年 4 月に学校給食費を改定し、その後据え置きとなっている。

なお、米飯給食について、本市ではその大半が委託により炊飯を行っているが、炊飯設備を有する調理場(旧宮城町及び旧秋保町)では、米飯給食回数の違い等もあり給食費が異なっている。

<学校給食費の額>

区分	学校種別	学校給食費	備考	
一食単価制	幼稚園	235 円		
	小学校	245 円	自校炊飯校は 239 円	
	中学校	290 円	自校炊飯校は 285 円	
	中等教育学校（前期課程）		290 円	
	特別支援学校	小学部	245 円	
		中学部	290 円	
高等部		290 円		
年額制	仙台工業高等学校（定時制課程）	45,000 円	186 回（平成 30 年度）	
	仙台大志高等学校（Ⅱ部）	40,000 円	153 回（平成 30 年度）	

3 給食会計方式の公会計移行について

本市では、単独調理校・給食センター対象校いずれの提供方式の学校においても、各学校長の権限により給食費の徴収・管理を行う私会計による取扱いを行っている。（給食センター対象校においては、さらに学校から市へ納入）

現在、①学校給食会計の明確化 ②学校現場における給食会計事務の負担軽減 ③単独調理校における計画的な献立作成・食材購入を目的として、平成 31 年 4 月を目標に、全市分の学校給食費及び給食用食材購入費を本市予算に計上する公会計制度への移行を準備している。

4 衛生管理

学校給食における食中毒の発生を予防するため、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づき施設整備を行うほか、給食施設、給食従事者及び食品について、各種の検査・研修等衛生管理の徹底を図っている。

(1) 学校給食施設巡回指導（年 1 回）

保健所による衛生管理に関する巡回指導を受けている。

(2) 学校給食用食器具類の細菌検査（随時）

食器具類のふきとり細菌検査及び洗剤残留検査を実施している。

(3) 学校給食施設等定期検査（年 3 回）

定期的に給食施設、給食設備及びその取り扱い状況、給食従事者の衛生管理及び検食・保存食の状況、給食用食品等の検収・保管の状況、衛生管理体制及び活動状況について検査を実施している。

(4) 日常点検（毎給食日）

給食従事者・施設設備・食品・調理について、作業前・作業中・作業後に、点検を実施している。

(5) 給食従事者の検便（月 2 回）

定期的に赤痢菌や腸管出血性大腸菌の保菌の有無について検査を実施している。

(6) 給食従事者の衛生管理研修会（年 1 回）

衛生管理意識及び資質の向上を図るため、研修を実施している。

(7) 学校給食用食品の細菌検査（年 2 回）

定期的に食品及び調理済食品につき、大腸菌等の細菌の有無について検査を実施している。

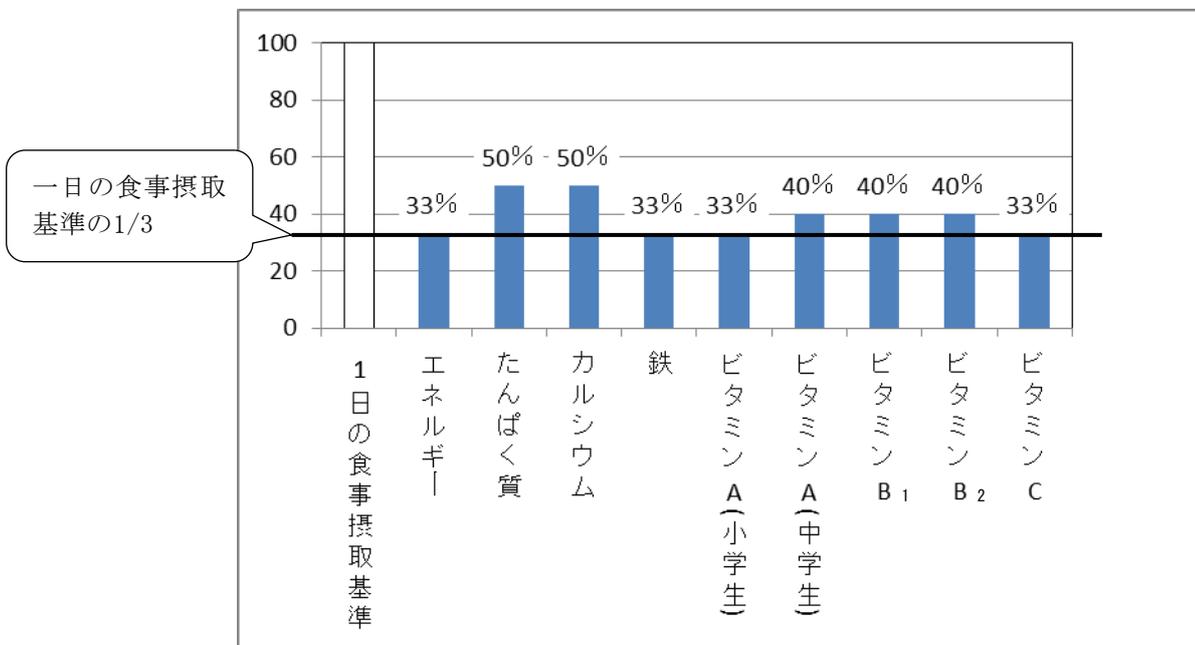
5 栄養管理

成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図り、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができるよう、多様な食品を組み合わせ、栄養のバランスのとれた給食を提供できるよう工夫している。

学校給食摂取基準は、基本的には1日の食事摂取基準の約1/3としているが、家庭の食事で摂取しにくいカルシウムについては50%、ビタミンB類については40%、摂取過多となりやすい脂肪エネルギーについては、給食における給与エネルギー全体の25~30%としている。また、生活習慣病予防の観点から、食物繊維やナトリウムの目標量を定め、児童生徒の食生活等の実態を考慮したものである。

学校給食の献立作成にあたっては、学校給食摂取基準の充足及び食育での「生きた教材」の観点から、幅広い食品の使用や多様な調理法を組み合わせさせた食事内容となるよう「おいしく、楽しい、魅力ある学校給食」を実現するため改善充実に努めている。また、学校給食用の物資の購入においては、安全性、経済性はもとより、栄養、衛生、おいしさ等を総合的に考慮しながら、個々の食品を選定する基準として「仙台市食品規格書」を作成し、より安全・安心な給食を提供できるよう配慮している。

一日の食事摂取基準を100%とした場合の、学校給食摂取基準の占める割合



6 食育の推進

現代の子どもたちは食生活や栄養バランスが乱れ、肥満傾向が多くみられるなど、生活習慣病の低年齢化の傾向にある。また朝食欠食の問題もあり、成長期にある児童生徒が食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた食生活に関する指導を行うことが重要になってきている。

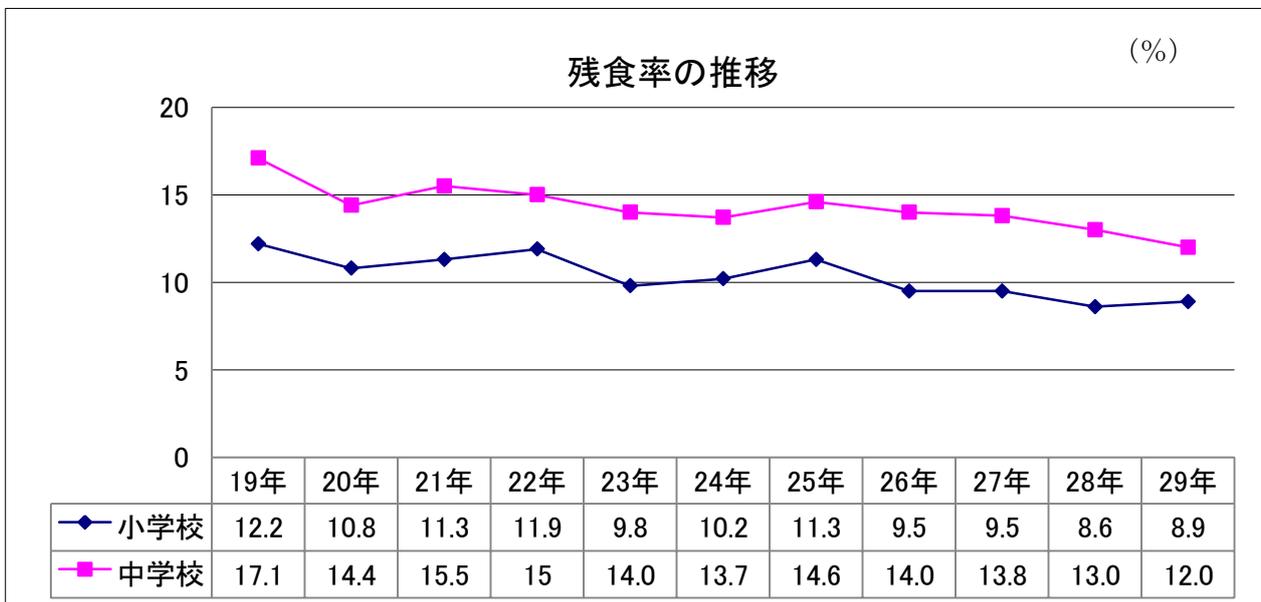
小学校では「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」などの基本的な生活習慣や食事のマナーの習得、食品の働きや選び方を知ることなどを中心に、また中学校では栄養バランスを考えた食事や、生産・流通について理解を深めることなどを中心に指導を行っている。指導にあたっては、給食の時間はもとより、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、広く行われることが必要であることから、「食に関する指導全体計画」、「学年ごとの年間指導計画」を学校ごとに作成し、学校教育活動全体の中で計画的に取り組んでいるところである。

平成26年3月に「仙台市食に関する指導の手引（改訂版）」を発行した。学級担任用の給食指導編の小冊子も作成した。手引と小冊子では、学校における食育の具体例を示し、食に関する指導の研修会も実施して活用を推進し、さらなる食育の推進を図っているところである。

7 給食における残食

平成26年3月「仙台市食に関する指導の手引」を改訂し、各学校に手引及び学級担任に給食指導の具体例を示した小冊子を配布した。食に関する指導の授業案と給食時間の指導例を示し、学校給食が単なる昼食ではなく、食育での「生きた教材」となるよう指導の意識化を図ってきた結果、給食の残食減量につながってきている。

今後も研修会等をとおして、指導の充実を図っていく。

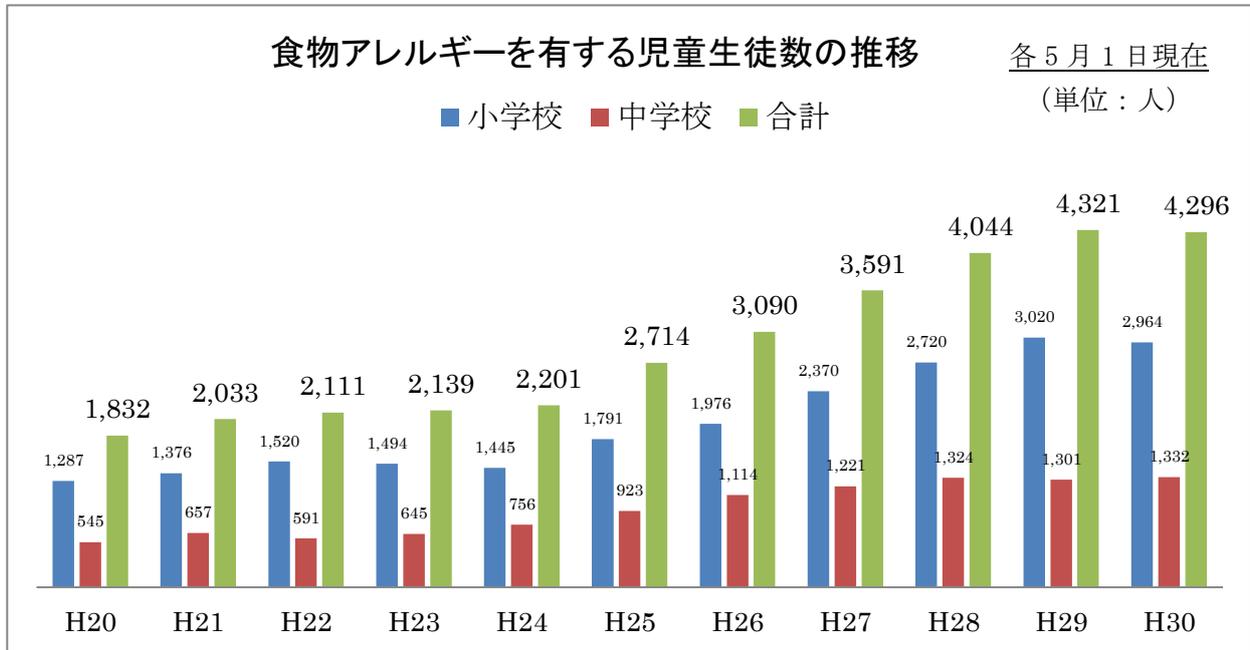


※ 残食率は、毎年6月と11月の2ヶ月間の供食量における残食量の割合

8 食物アレルギー対応

近年、食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にある。

本市においては、アレルギーを有する児童生徒が学校生活を円滑に送り、給食時間を楽しく過ごすことができるよう「食物アレルギー対応の手引」を定め、可能な範囲における対応を推進している。平成 26 年 10 月に手引の第 2 次改訂と、新たに「緊急時対応マニュアル」を作成し、各校へ配布している。また、専門医を講師とした食物アレルギー対応に関する教職員研修を開催している。



9 給食における放射性物質検査

本市においては、平成 23 年 9 月より、ゲルマニウム半導体検出器により週に 1 回、学校給食に使用する予定の使用頻度の高い主要な食品の中から、産地や入荷状況等を考慮して 3~4 品目の検査を仙台市衛生研究所(※)に依頼し、実施しているほか、平成 24 年 5 月より、NaI シンチレーションスペクトロメータによる簡易検査を、学校給食センターにおいて給食実施日の前日に毎回実施している。

これに加え、単独調理校での使用食品や学校給食センター及び単独調理校における契約物資の事前検査、実際の献立を全て検査する一食全体検査を実施しているところである。

※平成 24 年 3 月までは財団法人日本冷凍食品検査協会。平成 24 年 4 月から衛生研究所へ依頼。

検査対象	検査品目 (検査頻度)	検査実施主体 (検査場所)	検査機器	検査開始時期	平成 29 年度 実施件数
中央卸売市場流通品	主要 3~4 品目のサブリンク (週 1 回)	仙台市 (市衛生研究所) ※教育委員会からの依頼により実施	ゲルマニウム 半導体	平成 23 年 9 月 ※平成 24 年 3 月まで 民間機関。同年 4 月 から衛生研究所。	98 回
給食センター使用品	前日納品 2 品目/契約物資 (毎給食前日/適時)	仙台市 (各学校給食センター)	NaI	平成 24 年 5 月	2,138 回
単独調理校使用品	市場流通品以外/契約物資 (適時)	〃	〃	平成 24 年 5 月	96 回
一食全体	給食センター及び各単独調理校調理給食 (各 1 回)	仙台市 (健康教育課)	NaI	平成 24 年 10 月	99 回

10 学校給食費未納対策

学校給食費未納問題については、平成15年度より未納対策を強化し、長期の滞納があった場合は、教育委員会から催告書を送付し、それでも納めていただけない場合には、民事訴訟法に基づく支払督促の申立てを裁判所に行っている。

平成24年度、再三の支払督促にも応じなかった世帯を対象とし、初めて、民事執行法に基づく債権差し押さえを実施したことが新聞等で報道されたことにより、強制執行対象世帯以外の滞納者からも自主的な納付が進み、給食費未納に対する一定の抑止効果も図られている。

給食費収納状況

(上段:現年度収入(千円),下段:収納率(%))

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
給食センター 対象校	2,175,452	2,321,683	2,231,060	2,174,383	2,171,362	2,161,142
	99.2	99.2	99.2	99.2	99.4	99.4
単独調理校	1,442,039	1,572,942	1,633,830	1,649,485	1,656,181	1,664,064
	99.4	99.5	99.5	99.4	99.5	99.5